

漁業・養殖業再開のための緊急環境調査（４，５月調査）について

平成２３年７月２９日

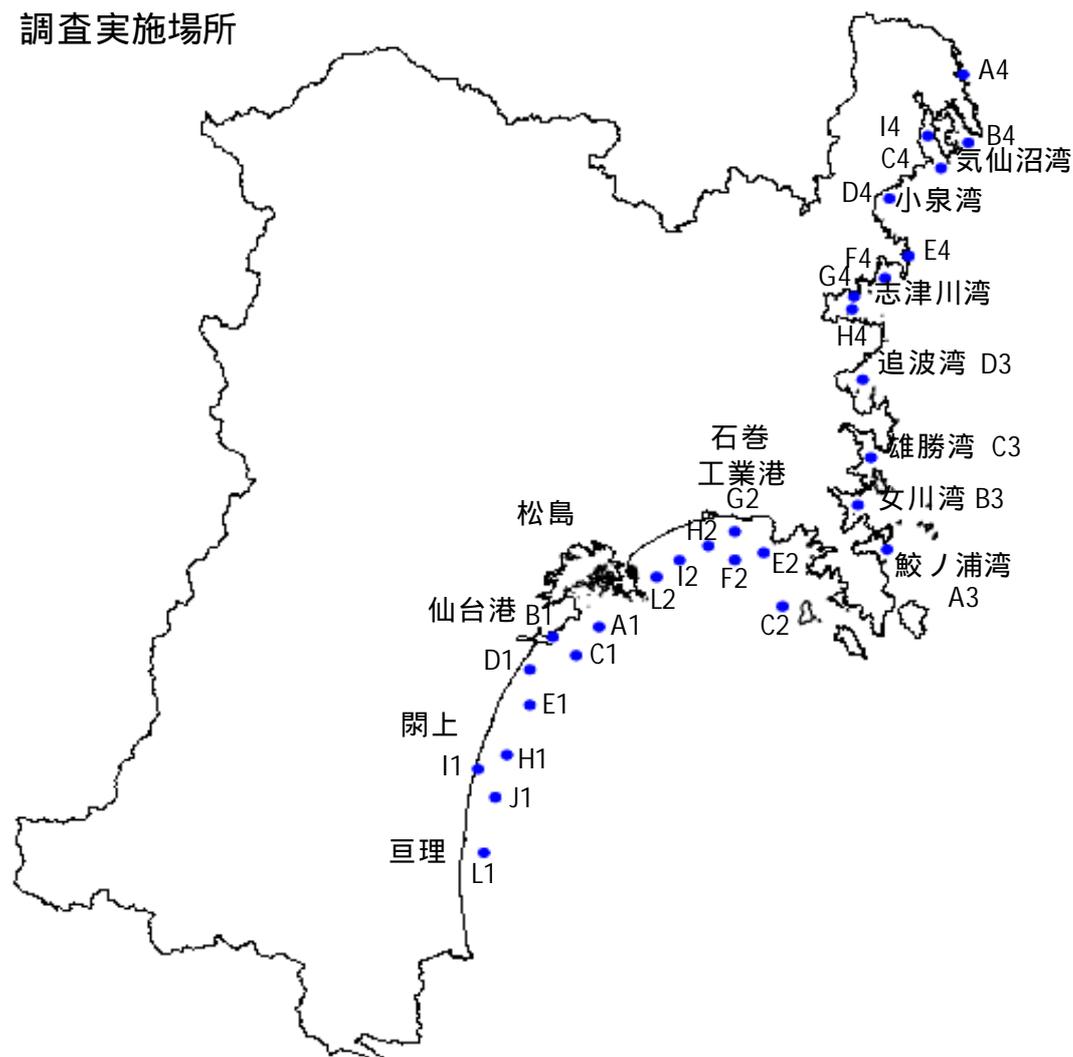
宮城県水産技術総合センター

環境資源部

調査実施日時 平成２３年４月２５日～５月２５日まで

調査実施場所 下記の２９点

調査実施場所



分析項目 人の健康の保護に関する環境基準 ２７項目（カドミウム，ヒ素，水銀 等）
生活環境の保全に関する環境基準 ２項目（大腸菌群数，油分等）

分析結果 調査点 L1(阿武隈川河口)表層の大腸菌群数が基準値を超過した(基準：1,000，測定結果：1,700)が，その他の分析項目では全調査点で基準値の範囲内であった。

超過要因 下水処理施設（県南浄化センター）が被災したことによる影響と考えられる。

その他 詳細は分析結果報告書を参照願います。

6月21日の気仙沼湾内調査点図（6点）



分析項目 人の健康の保護に関する環境基準 27項目（カドミウム，ヒ素，水銀 等）
生活環境の保全に関する環境基準 2項目（大腸菌群数，油分等）

分析結果 全ての測点の各層の分析結果は，人の健康の保護に関する環境基準，生活環境の保全に関する環境基準の基準値以下であった。

その他 詳細は分析結果報告書を参照願います。

東日本大震災災害復旧に係る
漁業・養殖業再開のための緊急
環境調査結果

分析結果報告書

平成 23 年 7 月

宮城県水産技術総合センター

目 次

1 . 調査目的	1
2 . サンプル採取地点および採取日	1
3 . 分析項目	1
4 . 分析結果	3
仙台湾南部エリア	3
仙台湾北部エリア	13
県中部エリア	20
気仙沼周辺海域	24
気仙沼湾内	33
底質分析結果（底質項目）	36
底質分析結果（生物項目）	38

1. 調査目的

東日本大震災に伴う漁場悪化が懸念されることから、環境モニタリングを実施することで状況把握をおこない、漁業再開に資することを目的とする。

2. サンプル採取地点および採取日

サンプルは以下に示す宮城県沿岸の測点で宮城県水産技術総合センターで採水し、株式会社日本海洋生物研究所が分析を実施した。

・仙台湾南部エリア（七ヶ浜地先から山元地先）

測点名：A1、C1、E1、H1

採水日：4月14日（参考分析）

分析項目はカドミウム、鉛、六価クロム、砒素のみ

測点名：A1、B1、C1

採水日：4月25日

測点名：D1、E1

採水日：4月26日、5月16日

測点名：I1、H1、L1、J1

採水日：5月16日

・仙台湾北部エリア（牡鹿半島から鳴瀬地先）

測点名：C2、E2、G2、F2、H2、I2、L2

採水日：5月17日

・県中部エリア（牡鹿半島から十三浜地先）

測点名：A3、B3、C3、D3

採水日：5月23日

・気仙沼周辺海域

測点名：C4、D4、E4、F4、G4、H4

採水日：5月24日

測点名：A4、B4、I4

採水日：5月25日

・気仙沼湾内

測点名：st.A、st.B、St.C、St.D、st.E、st.F

採水日：6月21日

5月17日の調査で仙台湾南部エリアのC1と仙台湾北部エリアのG2の2測点で採泥調査し、このサンプルについても分析した。

3. 分析項目

採水サンプルの分析は、表1に示した人の健康の保護に関する環境基準の27項目および表2に示した生活環境の保全に関する環境基準の項目の2項目について行った。

表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/l 以下	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/l 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/l 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l 以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)に定める方法及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	付表7に掲げる方法

注：ふっ素及びほう素の基準値は海域には適用しない。

表2 生活環境の保全に関する環境基準（海域：抜粋）

大腸菌群数	A類型：1,000MPN/100ml 以下 B,C類型：-	最確数による定量法
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	A,B類型：検出されないこと C類型：-	付表10に掲げる方法

また、5月17日の調査で採取した底質のサンプルは全有機体炭素・全窒素・全リン・強熱減量・全硫化物・COD・粒度組成・マクロベントス及びメイオベントスの各項目に関して分析した。

4. 分析結果

仙台湾南部エリア

4月14日採水分

表3に4月14日採水分の分析結果を示した。すべての測点で各層とも人の健康の保護に関する環境基準の4項目（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素）は基準値以下であった。

表3 仙台湾南部エリア（参考分析）分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	A1 (4月14日採水)					
			0m	5m	10m	15m	B-1m	
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<	
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<	
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<	
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<	
項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	C1 (4月14日採水)					
			0m	5m	10m	15m	20m	B-1m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	0.006	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<	<
項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	E1 (4月14日採水)					
			0m	5m	10m	15m	B-1m	
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<	
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	0.005	<	<	
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<	
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<	
項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	H1 (4月14日採水)					
			0m	5m	10m	15m	B-1m	
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<	
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<	
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<	
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<	

備考)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

4月25日～5月16日採水分

表4に4月25日～5月16日採水分の分析結果を示した。

1,700MPN/100mlを示した阿武隈川河口の沖合に位置するL1の0m層の大腸菌群数を除き、すべての測点で各層とも健康の保護に関する環境基準の項目および生活環境の保全に関する環境基準項目の各項目は基準値以下であった。

なお、本業務では海水では健康項目の基準値が定められていないが、ふっ素とほう素についても現状を把握するため、参考として分析した。分析結果は特に問題のない通常の海水の濃度範囲であったと考えられる。

表 4-1 仙台湾南部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	A1 (4月25日調査)				
			0m	5m	10m	15m	20m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.2	1.2	1.2	1.2	1.0
ほう素	-	0.1	3.8	3.8	3.9	4.0	4.1

項目名	基準値	定量下限値	A1				
			0m	5m	10m	15m	20m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	13	9	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 4-2 仙台湾南部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	B1 (4月25日調査)			
			0m	5m	10m	18m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	0.008	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.0	1.3	1.1	1.0
ほう素	-	0.1	3.9	3.9	4.0	4.1

項目名	基準値	定量下限値	B1			
			0m	5m	10m	18m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	110	330	330	22
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	<	<

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

- 2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。
- 3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 4-3 仙台湾南部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	C1 (4月25日調査)				
			0m	5m	10m	15m	21m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	0.006	0.005	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3
ほう素	-	0.1	3.9	4.0	4.0	4.0	4.1

項目名	基準値	定量下限値	C1				
			0m	5m	10m	15m	21m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	13	8	70	49	2
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	<	<	<

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 4-4 仙台湾南部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	D1 (4月26日調査)			
			0m	5m	10m	18m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	0.005	<	<	0.007
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.4	1.2	1.3	1.2
ほう素	-	0.1	4.1	4.0	4.2	4.1

項目名	基準値	定量下限値	D1			
			0m	5m	10m	18m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	8	4	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

- 2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。
- 3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 4-5 仙台湾南部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	E1 (4月26日調査)				
			0m	5m	10m	15m	22m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	0.006	<	0.007	<	0.007
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.2	1.2	1.3	1.4	1.3
ほう素	-	0.1	4.0	4.2	4.2	4.1	4.3

項目名	基準値	定量下限値	E1				
			0m	5m	10m	15m	22m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	2	0	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 4-6 仙台湾南部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	II (5月16日調査)			
			0m	5m	10m	13m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.0	1.2	1.3	1.2
ほう素	-	0.1	4.7	5.5	5.1	5.2

項目名	基準値	定量下限値	II			
			0m	5m	10m	13m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	5	0	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

- 2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。
- 3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 4-7 仙台湾南部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	H1 (5月16日調査)				
			0m	5m	10m	15m	20m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.3	1.2	1.2	1.3	1.4
ほう素	-	0.1	5.2	5.3	5.2	7.2	5.2

項目名	基準値	定量下限値	H1				
			0m	5m	10m	15m	20m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	0	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

- 2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。
- 3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 4-8 仙台湾南部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	L1 (5月16日調査)				
			0m	5m	10m	15m	19m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	0.4	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	0.97	1.2	1.3	1.3	1.3
ほう素	-	0.1	3.2	5.1	5.1	5.3	5.2

項目名	基準値	定量下限値	L1				
			0m	5m	10m	15m	19m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	1700	0	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 4-9 仙台湾南部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	J1 (5月16日調査)				
			0m	5m	10m	15m	20m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.3	1.2	1.3	1.4	1.4
ほう素	-	0.1	6.2	5.1	5.2	5.2	5.2

項目名	基準値	定量下限値	J1				
			0m	5m	10m	15m	20m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	0	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

- 2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。
- 3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

仙台湾北部エリア

表 5 に 5 月 17 日採水分の分析結果を示した。

すべての測点で各層とも健康の保護に関する環境基準の項目および、生活環境の保全に関する環境基準項目の各項目は基準値以下であった。

なお、参考として分析したふっ素とほう素も、分析結果は特に問題のない通常の海水の濃度範囲であったと考えられる。

表 5-1 仙台湾北部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	C2 (5月17日調査)					
			0m	5m	10m	15m	20m	33m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.2	1.4	1.3	1.0	1.3	1.1
ほう素	-	0.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.2	5.2

項目名	基準値	定量下限値	C2 (5月17日調査)					
			0m	5m	10m	15m	20m	33m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	0	-	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 5-2 仙台湾北部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	E2 (5月17日調査)			
			0m	5m	10m	15m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	0.91	1.2	1.1	1.2
ほう素	-	0.1	4.9	5.0	5.0	5.1

項目名	基準値	定量下限値	E2			
			0m	5m	10m	15m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	0	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

- 2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。
- 3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 5-3 仙台湾北部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	F2 (5月17日調査)				
			0m	5m	10m	15m	18m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	0.94	1.2	1.2	1.1	1.2
ほう素	-	0.1	3.9	5.0	5.0	5.1	5.3

項目名	基準値	定量下限値	F2				
			0m	5m	10m	15m	18m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	140	11	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

- 2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。
- 3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 5-4 仙台湾北部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	G2 (5月17日調査)		
			0m	5m	10m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	0.005	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<
ふっ素	-	0.08	0.90	1.1	1.2
ほう素	-	0.1	4.0	5.0	5.1

項目名	基準値	定量下限値	G2		
			0m	5m	10m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	330	23	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

- 2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。
- 3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 5-5 仙台湾北部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	H2 (5月17日調査)			
			0m	5m	10m	14m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.1	1.1	1.2	1.6
ほう素	-	0.1	4.5	4.9	5.0	5.2

項目名	基準値	定量下限値	H2			
			0m	5m	10m	14m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	220	7	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

- 2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。
- 3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 5-6 仙台湾北部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	I2 (5月17日調査)			
			0m	5m	10m	15m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.1	1.3	1.4	1.1
ほう素	-	0.1	4.2	4.9	5.9	5.1

項目名	基準値	定量下限値	I2			
			0m	5m	10m	15m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	130	9	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

- 2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。
- 3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 5-7 仙台湾北部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	L2 (5月17日調査)				
			0m	5m	10m	15m	18m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.1	1.2	1.1	1.2	1.3
ほう素	-	0.1	4.3	4.9	5.7	4.9	5.2

項目名	基準値	定量下限値	L2				
			0m	5m	10m	15m	18m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	7	2	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

県中部エリア

表 6 に 5 月 23 日採水分の分析結果を示した。

すべての測点で各層とも健康の保護に関する環境基準の項目および、生活環境の保全に関する環境基準項目の各項目は基準値以下であった。

なお、参考として分析したふっ素とほう素も、分析結果は特に問題のない通常の海水の濃度範囲であったと考えられる。

表 6-1 県中部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	A3 (5月23日調査)				
			0m	5m	10m	15m	30m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.1	1.2	1.1	1.1	1.1
ほう素	-	0.1	6.8	6.3	6.2	6.2	6.2

項目名	基準値	定量下限値	A3				
			0m	5m	10m	15m	30m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	0	0	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未検"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 6-2 県中部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	B3 (5月23日調査)				
			0m	5m	10m	15m	30m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0
ほう素	-	0.1	6.0	6.3	6.7	6.4	6.2

項目名	基準値	定量下限値	B3				
			0m	5m	10m	15m	30m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	0	0	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 6-3 県中部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	C3 (5月23日調査)				
			0m	5m	10m	15m	30m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.2	1.1	1.2	1.0	1.1
ほう素	-	0.1	6.2	6.5	6.3	6.1	6.4

項目名	基準値	定量下限値	C3				
			0m	5m	10m	15m	30m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	2	0	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 6-4 県中部エリア分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	D3 (5月23日調査)				
			0m	5m	10m	15m	30m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	0.4	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.0	1.2	1.2	1.1	1.1
ほう素	-	0.1	3.4	5.9	6.2	6.3	5.9

項目名	基準値	定量下限値	D3				
			0m	5m	10m	15m	30m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	220	0	0	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

気仙沼周辺海域

表7に5月24日、5月25日採水分の分析結果を示した。

すべての測点で各層とも健康の保護に関する環境基準の項目および、生活環境の保全に関する環境基準項目の各項目は基準値以下であった。

なお、参考として分析したふっ素とほう素も、分析結果は特に問題のない通常の海水の濃度範囲であったと考えられる。

表 7-1 気仙沼周辺海域分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	A4 (5月25日調査)				
			0m	5m	10m	15m	28m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
pH	7.8以上8.3以下	-	8.3(15)	8.3(14)	8.3(14)	8.3(13)	8.3(12)
ふっ素	-	0.08	1.3	1.3	1.2	1.6	1.4
ほう素	-	0.1	6.0	6.4	6.5	6.4	6.4

項目名	基準値	定量下限値	A4				
			0m	5m	10m	15m	B-1m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	0	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 7-2 気仙沼周辺海域分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	B4 (5月25日調査)				
			0m	5m	10m	15m	30m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
pH	7.8以上8.3以下	-	8.3(14)	8.3(12)	8.4(12)	8.3(12)	8.2(12)
ふっ素	-	0.08	1.4	1.5	1.4	1.4	1.3
ほう素	-	0.1	6.4	7.0	6.6	6.7	7.1

項目名	基準値	定量下限値	B4				
			0m	5m	10m	15m	B-1m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	0	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 7-3 気仙沼周辺海域分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	C4 (5月24日調査)				
			0m	5m	10m	15m	28m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.1	1.3	1.1	1.1	1.1
ほう素	-	0.1	6.0	6.0	6.1	6.3	6.1

項目名	基準値	定量下限値	C4				
			0m	5m	10m	15m	28m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	0	2	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 7-4 気仙沼周辺海域分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	D4 (5月24日調査)				
			0m	5m	10m	15m	18m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.1	1.2	1.1	1.3	1.2
ほう素	-	0.1	6.2	6.6	6.4	6.4	7.5

項目名	基準値	定量下限値	D4				
			0m	5m	10m	15m	18m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	2	0	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

- 2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。
- 3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 7-5 気仙沼周辺海域分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	E4 (5月24日調査)				
			0m	5m	10m	15m	22m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	0.006	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.2	1.5	1.3	1.1	1.2
ほう素	-	0.1	6.5	7.5	7.2	6.3	6.4

項目名	基準値	定量下限値	E4				
			0m	5m	10m	15m	22m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	0	0	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

- 2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。
- 3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 7-6 気仙沼周辺海域分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	F4 (5月24日調査)				
			0m	5m	10m	15m	25m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.4	1.1	1.3	1.2	1.3
ほう素	-	0.1	6.5	6.4	6.4	6.5	7.2

項目名	基準値	定量下限値	F4				
			0m	5m	10m	15m	25m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	0	0	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 7-7 気仙沼周辺海域分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	G4 (5月24日調査)				
			0m	5m	10m	15m	22m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.3	1.2	1.1	1.2	1.4
ほう素	-	0.1	6.4	6.5	6.8	6.4	6.5

項目名	基準値	定量下限値	G4				
			0m	5m	10m	15m	22m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	5	0	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 7-8 気仙沼周辺海域分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	H4 (5月24日調査)				
			0m	5m	10m	15m	24m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<	<
ふっ素	-	0.08	1.4	1.2	1.4	1.1	1.4
ほう素	-	0.1	7.5	6.4	6.5	6.3	6.5

項目名	基準値	定量下限値	H4				
			0m	5m	10m	15m	24m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	0	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	<	-	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

- 2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。
- 3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 7-9 気仙沼周辺海域分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	I4 (5月25日調査)		
			0m	5m	10m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<
pH	7.8以上8.3以下	-	8.3(16)	8.3(14)	8.3(13)
ふっ素	-	0.08	1.3	1.3	1.5
ほう素	-	0.1	6.2	6.4	9.4

項目名	基準値	定量下限値	I4		
			0m	5m	10m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	0	-	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	-	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4)大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

気仙沼湾内

表 8 に 6 月 21 日採水分の分析結果を示した。

すべての測点で各層とも健康の保護に関する環境基準の項目および、生活環境の保全に関する環境基準項目の各項目は基準値以下であった。

なお、参考として分析したふっ素とほう素も、分析結果は特に問題のない通常の海水の濃度範囲であったと考えられる。

表 8-1 気仙沼湾内分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	st.A(6月21日調査)		st.B(6月21日調査)	
			0m	7m	0m	12m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<
ふっ素	0.8 以下	0.08	1.1	1.0	1.0	1.0
ほう素	1 以下	0.1	4.1	4.3	3.7	4.3

項目名	基準値	定量下限値	st.A		st.B	
			0m	B-1m	0m	B-1m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	8	-	540	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	-	<	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ったことをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

2)pH,大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 8-2 気仙沼湾内分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	st.C(6月21日調査)		st.D(6月21日調査)	
			0m	31m	0m	25m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<
ふっ素	0.8 以下	0.08	1.1	0.91	1.1	1.1
ほう素	1 以下	0.1	5.8	4.4	4.4	4.4

項目名	基準値	定量下限値	st.C		st.D	
			0m	B-1m	0m	B-1m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	2	-	0	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	-	<	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

2)pH,大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

表 8-3 気仙沼湾内分析結果

項目名	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	st.E(6月21日調査)		st.F(6月21日調査)	
			0m	14m	0m	7m
カドミウム	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
全シアン	検出されないこと	0.1	<	<	<	<
鉛	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
六価クロム	0.05 以下	0.02	<	<	<	<
砒素	0.01 以下	0.005	<	<	<	<
総水銀	0.0005 以下	0.0005	<	<	<	<
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
PCB	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0005	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.002	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	<	<	<	<
チウラム	0.006 以下	0.0006	<	<	<	<
シマジン	0.003 以下	0.0003	<	<	<	<
チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	<	<	<	<
ベンゼン	0.01 以下	0.001	<	<	<	<
セレン	0.01 以下	0.002	<	<	<	<
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.2	<	<	<	<
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	<	<	<	<
ふっ素	0.8 以下	0.08	1.0	0.98	1.1	1.1
ほう素	1 以下	0.1	4.1	4.4	4.4	5.3

項目名	基準値	定量下限値	st.E		st.F	
			0m	B-1m	0m	B-1m
大腸菌群数(MPN/100ml)	1000以下	-	13	-	0	-
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5mg/L	<	-	<	-

備考1)表中の"<"は"未満"を表し、定量下限値を下回ったことを示す。

2)基準値で「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。

3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

2)pH,大腸菌群数の基準値は、生活環境の保全に関する環境基準 海域 A類型による。

底質分析結果（底質項目）

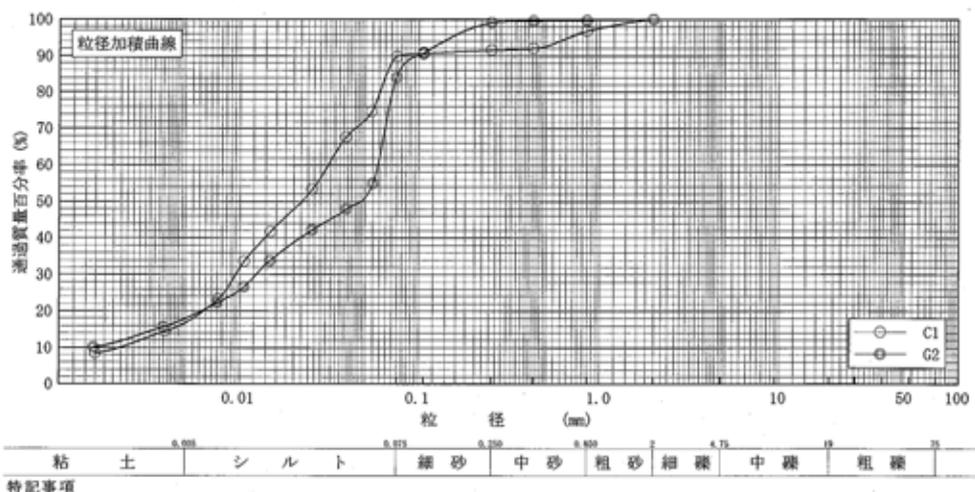
表 9 に 5 月 17 日の調査で採取した底質の分析結果（全有機体炭素・全窒素・全リン・強熱減量・全硫化物・COD）を示した。また表 10 に粒度組成の結果を示した。

表 9 底質分析結果

項目名	調査地点	
	C1	G2
全有機体炭素(mg/g)	2.11	3.02
全窒素(mg/g)	0.88	1.02
全リン(mg/g)	0.10	0.14
強熱減量(%)	13.0	15.2
全硫化物(mg/g)	0.12	0.22
COD(mg/g)	3.2	4.8

表 10 粒度組成分析結果

JIS A 1204 JGS 0131		土の粒度試験 (粒径加積曲線)					
調査件名		宮城県沿岸域海水分析業務		試験年月日		2011年7月	
試験者							
試料番号 (深さ)	C1		G2		試料番号 (深さ)	C1	G2
	粒径 mm	通過質量百分率 %	粒径 mm	通過質量百分率 %		粗礫分 %	0.0
ふる	75		75		中礫分 %	0.0	0.0
	53		53		細礫分 %	0.0	0.0
	37.5		37.5		粗砂分 %	3.2	0.2
	26.5		26.5		中砂分 %	5.3	0.7
	19		19		細砂分 %	1.7	15.1
	9.5		9.5		シルト分 %	73.0	66.1
	4.75		4.75		粘土分 %	16.8	17.9
	2	100.0	2	100.0	2mm ふるい通過質量百分率 %	100.0	100.0
	0.850	96.8	0.850	99.8	425 μ m ふるい通過質量百分率 %	92.0	99.6
	0.425	92.0	0.425	99.6	75 μ m ふるい通過質量百分率 %	89.8	84.0
析	0.250	91.5	0.250	99.1	最大粒径 mm	2.0	2.0
	0.106	90.6	0.106	90.8	60 % 粒径 D_{60} mm	0.031	0.059
	0.075	89.8	0.075	84.0	50 % 粒径 D_{50} mm	0.022	0.047
	0.055	74.7	0.055	54.9	30 % 粒径 D_{30} mm	0.0095	0.012
	0.039	67.7	0.039	48.0	10 % 粒径 D_{10} mm	0.0022	—
	0.025	53.2	0.025	42.2	均等係数 U_c	14	—
	0.015	41.8	0.015	33.8	曲率係数 U_c'	1.3	—
	0.011	33.6	0.011	26.5	土粒子の密度 ρ_s g/cm ³	2.49	2.56
	0.0076	23.3	0.0075	22.2	使用した分散剤	ヘキサリン酸ナトリウム飽和溶液 10.0mL	ヘキサリン酸ナトリウム飽和溶液 10.0mL
	0.0039	14.4	0.0038	15.6	溶液濃度、溶液添加量		
0.0016	8.5	0.0016	10.2				



底質分析結果（生物項目）

表 11 にマクロベントスの分析結果を、表 12 にメイオベントスの分析結果を示した。

マクロベントスの分析結果では、両測点とも環形動物門のゴカイ綱が優占しており、優占種は C-1 でハナオカカギゴカイとカタマガリギボシイソメ、G-2 でヒトエラゴカイであった。メイオベントスの分析結果では、両測点とも線虫綱が優占した。

表 11 マクロベントス分析結果

調査時期：平成23年5月17日
単 位：個体数；個体/L
湿重量；g/L

調査域：仙台湾

番号	門	綱	目	科	種	和名	測点			
							項目	個体数	湿重量	個体数
1	環形動物	ゴカイ	サシバゴカイ	カギゴカイ	<i>Sigambra hanaokai</i>	ハナオカカギゴカイ	2	0.00	2	0.00
2			イソメ	ギボシイソメ	<i>Scoletoma longifolia</i>	カタマガリギボシイソメ	2	0.03	2	0.02
3			スビオ	スビオ	<i>Prionospio pulchra</i>	イトエラスビオ			1	0.00
4			モロテゴカイ	モロテゴカイ	<i>Magelona japonica</i>	モロテゴカイ	1	0.03	1	0.01
5			ミスヒキゴカイ	ミスヒキゴカイ	<i>Tharvx sp.</i>				2	0.00
6			コッスーラ	ヒトエラゴカイ	<i>Cossura sp.</i>				6	0.00
7			イトゴカイ	イトゴカイ	<i>Mediomastus sp.</i>				1	0.00
8	節足動物	甲殻	クーマ	シロクーマ	<i>Leucon sp.</i>	シロクーマ属			1	0.00
合計（個体数・湿重量）							5	0.06	16	0.03
種類数							3		8	

注 1：欄内の0.00は湿重量が0.01g未滿を表す。
注 2：0.5mm目篩に残った動物をマクロベントスとして分析に供した。

表 12 メイオベントス分析結果

調査時期：平成23年5月17日
単 位：個体数；個体/L

調査域：仙台湾

番号	門	綱	目	科	種	和名	測点	C - 1	G - 2
1	原生動物	根足虫	有孔虫	ジュズハリガイ	<i>Lagena laevis</i>	ピンハリガイ			27
2				スジアナハリフサガイ	<i>Elphidium sp.</i>			27	
3				ヒラマキハリガイ	<i>Pseudonion japonicum</i>			27	
4	袋形動物	線虫	-	-	NEMATODA	線虫綱		675	2295
合計（個体数・湿重量）								729	2349
種類数								3	3

注 1：32µm目篩に残った動物をメイオベントスとして分析に供した。